

<h1>名古屋市公報</h1>	令和 6年 9月26日	第271号
	発行所 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 名古屋 市 役 所 電話 [052] 972-2246 編集兼 発行人 名古屋市総務局行政DX推進部法制課長	

目 次	次	ページ
<b>告 示</b>		
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関の指定 (健福・保護課)	(第439号)	3
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の変更 (健福・保護課)	(第440号)	7
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の廃止 (健福・保護課)	(第441号)	9
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の休止 (健福・保護課)	(第442号)	12
○ 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による施術機関の指定 (健福・保護課)	(第443号)	13
○ 建築基準法に基づく公開による意見の聴取 (住都・建築指導課)	(第444号)	14
○ 景観協定への加入 (住都・ウォークブル・景観推進課)	(第445号)	16
○ 緑地保全・緑化推進法人の名称変更について (緑土・緑地維持課)	(第446号)	17
○ 建築基準法第42条第 2項に規定する道の指定 (住都・建築指導課)	(第447号)	18
○ 土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定について (環境・地域環境対策課)	(第448号)	19
○ 市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例に基づく形質変更時届出管理区域の指定について (環境・地域環境対策課)	(第449号)	21
○ 市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例に基づく拡散防止管理区域の指定の解除について (環境・地域環境対策課)	(第450号)	22
○ 指定納付受託者の指定 (消防・規制課)	(第451号)	24
<b>教 育 委 員 会 告 示</b>		
○ 名古屋市生涯学習センター指定管理者の公募	(第26号)	25

### 固定資産評価審査委員会告示

- 名古屋市固定資産評価審査委員会公告式規程の一部改正 (第 1号) 28

### 上下水道局告示

- 名古屋市公共下水道の事業計画の変更 (第14号) 29

### 交通局管理規程

- 名古屋市交通局公告式規程の一部改正 (第22号) 31

- 名古屋市交通局企業職員給与支給規程等の一部を改正する規程の一部改正 (第23号) 32

名古屋市告示第 439号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰  
国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律  
による医療機関の指定

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第49条の規定により、また、中国残留  
邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者  
の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その例に  
よるとされた生活保護法第49条の規定により、各法による医療を担当する機関  
として、次の機関を指定しました。

令和 6年 9月17日

名古屋市長 河 村 たかし

1 医科

医 療 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日
みずの内科内視鏡 クリニック	名古屋市北区志賀町 4丁目67番地の 2	令和 6年 8月 1日
楡の木ファミリー クリニック	名古屋市北区平安二丁目24番58号	令和 6年 7月 1日
柴田内科クリニッ ク	名古屋市北区会所町 226番地	令和 6年 7月 1日
くどうファミリー クリニック	名古屋市西区城西町16番地の 1	令和 6年 8月 1日
加藤寿クリニック	名古屋市西区八筋町 257番地	令和 6年 7月 1日

サニーホームケア クリニック	名古屋市中村区城屋敷町 4丁目38番地	令和 6年 8月 1日
なごやメンタルク リニック	名古屋市中村区椿町 1番16号	令和 6年 7月 1日
矢場町ひふ形成外 科クリニック	名古屋市中区栄三丁目32番22号	令和 6年 8月 1日
山崎川ファミリー クリニック	名古屋市瑞穂区萩山町 2丁目 1番地	令和 6年 8月 1日
瑞穂ゆかり皮ふ科 クリニック	名古屋市瑞穂区萩山町 2丁目 1番地	令和 6年 8月 1日
徳重眼科	名古屋市緑区元徳重一丁目 505番地	令和 6年 7月 1日

## 2 歯科

医療機関名	所在地	指定年月日
伊藤歯科医院	名古屋市昭和区鶴舞二丁目20番14号	令和 6年 7月 1日
はっとりみなと歯 科	名古屋市港区甚兵衛通 2丁目13番地	令和 6年 8月 1日
吉根ファミリー歯 科	名古屋市守山区吉根二丁目 516番地	令和 6年 7月 1日
のの歯科・矯正歯 科	名古屋市名東区藤見が丘13番地	令和 6年 8月 1日

## 3 薬局

医療機関名	所在地	指定年月日

春岡調剤薬局	名古屋市千種区今池南25番10号	令和 6年 7月 1日
スギ薬局在宅調剤センター千種店	名古屋市千種区谷口町 5番31号	令和 6年 8月 1日
三丁目調剤薬局	名古屋市千種区内山三丁目10番17号	令和 6年 7月 1日
調剤薬局ツルハド ラッグ瑠璃光店	名古屋市北区瑠璃光町 1丁目 7番地	令和 6年 8月 1日
サエラ薬局城西店	名古屋市西区城西町16番地の 1	令和 6年 8月 1日
キタサン薬局	名古屋市西区上名古屋四丁目 223番地	令和 6年 8月 1日
調剤薬局 a m a n o 錦通名駅エフワ ンビル店	名古屋市中村区名駅四丁目26番23号	令和 6年 8月 1日
コスモス調剤薬局 名駅東店	名古屋市中村区名駅三丁目23番 6号	令和 6年 7月 1日
ファースト薬局栄 店	名古屋市中区栄四丁目 2番29号	令和 6年 7月 1日
吹上調剤薬局	名古屋市昭和区吹上町 2丁目14番地の 3	令和 6年 7月 1日
日本調剤瑞穂汐路 薬局	名古屋市瑞穂区萩山町 2丁目 1番地	令和 6年 8月 1日
中川調剤薬局	名古屋市中川区高杉町 105番地の 1	令和 6年 7月 1日
スギ薬局笠寺東店	名古屋市南区明円町10番地の 2	令和 6年 8月 1日
パーク薬局	名古屋市守山区大森北二丁目1909番地、1911番地	令和 6年 7月 1日

トヨミ薬局鳴海店	名古屋市緑区水広一丁目1707番地	令和 6年 7月 1日
エール調剤薬局引山店	名古屋市名東区引山三丁目 906番地	令和 6年 8月 1日
CMS ウエダ薬局	名古屋市天白区植田西一丁目1002番地	令和 6年 7月 1日

#### 4 訪問看護

医療機関名	所在地	指定年月日
ジュニパー訪問看護ステーション	名古屋市千種区松竹町 1丁目12番地	令和 6年 7月 1日
ジャスト訪問看護ステーション出来町	名古屋市東区出来町一丁目 1番 7号	令和 6年 8月 1日
SOMPOケア徳川園訪問看護	名古屋市東区徳川一丁目 605番地	令和 6年 6月 1日
めいゆ〜る	名古屋市西区上小田井二丁目 173番地	令和 6年 8月 1日
訪問看護ステーションかえで名古屋	名古屋市南区内田橋二丁目37番 4号	令和 6年 7月 5日
訪問看護ステーション安樹	名古屋市守山区西島町 2番13号	令和 6年 7月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 440号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の変更

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第50条の 2の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第50条の 2の規定により、各法による指定医療機関から、次のとおり変更の届出がありました。

令和 6年 9月17日

名古屋市長 河 村 たかし

1 医科

医 療 機 関 名	旧	トータルレモテクリニック
	新	トータルサポートクリニック名古屋中央
所 在 地	名古屋市東区新出来二丁目 4番18号	
変 更 年 月 日	令和 6年 7月 1日	

2 歯科

医 療 機 関 名	タカギ歯科	
所 在 地	旧	名古屋市名東区引山二丁目 901番地の 1
	新	名古屋市名東区引山二丁目 719番地
変 更 年 月 日	令和 6年 7月 1日	

### 3 薬局

医 療 機 関 名	旧	まちほけ薬局丸の内店
	新	ファーマライズ薬局中日病院前店
所 在 地		名古屋市中区丸の内三丁目 1番26号
変 更 年 月 日		令和 6年 6月 1日

### 4 訪問看護

医 療 機 関 名		訪問看護ステーション煌煌名古屋
所 在 地	旧	名古屋市西区枇杷島三丁目28番23号
	新	名古屋市西区新道一丁目22番14号
変 更 年 月 日		令和 6年 5月10日

医 療 機 関 名		こころ訪問看護ステーション
所 在 地	旧	名古屋市緑区白土1104番地
	新	名古屋市緑区藤塚三丁目1620番地
変 更 年 月 日		令和 6年 6月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 441号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の廃止

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第50条の 2の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第50条の 2の規定により、各法による指定医療機関から、次のとおり廃止の届出がありました。

令和 6年 9月17日

名古屋市長 河 村 たかし

1 医科

医療機関名	所在地	廃止年月日
榎の木ファミリークリニック	名古屋市北区平安二丁目24番58号	令和 6年 7月 1日
柴田内科クリニック	名古屋市北区会所町 226番地	令和 6年 7月 1日
加藤寿クリニック	名古屋市西区八筋町 257番地	令和 6年 7月 1日
医療法人和楽会なごやメンタルクリニック	名古屋市中村区椿町 1番16号	令和 6年 7月 1日
もりさき耳鼻咽喉	名古屋市港区知多一丁目 104番地	令和 6年 7月 1日

科		
小林内科クリニック	名古屋市名東区香流三丁目1015番地	令和 6年 7月 1日

## 2 歯科

医療機関名	所在地	廃止年月日
朝倉歯科	名古屋市千種区高見一丁目 6番 6号	令和 6年 6月11日
さくら歯科医院	名古屋市東区筒井二丁目10番35号	令和 6年 6月 1日
伊藤歯科医院	名古屋市昭和区鶴舞二丁目20番14号	令和 6年 7月 1日
吉根ファミリー歯科	名古屋市守山区吉根二丁目 516番地	令和 6年 7月 1日

## 3 薬局

医療機関名	所在地	廃止年月日
春岡調剤薬局	名古屋市千種区今池南25番10号	令和 6年 7月 1日
三丁目調剤薬局	名古屋市千種区内山三丁目10番17号	令和 6年 7月 1日
コスモス調剤薬局 名駅東店	名古屋市中村区名駅三丁目23番 7号	令和 6年 7月 1日
フォレスト調剤薬 局栄店	名古屋市中区栄四丁目 2番29号	令和 6年 7月 1日
ファーマライズ薬 局中日病院店	名古屋市中区丸の内三丁目12番 3号	令和 6年 6月15日

吹上調剤薬局	名古屋昭和区吹上町 2丁目14番地の 3号	令和 6年 7月 1日
中川調剤薬局	名古屋市中川区高杉町 105番地の 1	令和 6年 7月 1日
パーク薬局	名古屋市守山区大森北二丁目1909番 地、1911番地	令和 6年 7月 1日
トヨミ薬局鳴海店	名古屋市緑区水広一丁目1707番地	令和 6年 7月 1日
CMS ウエダ薬局	名古屋市天白区植田西一丁目1002番 地	令和 6年 7月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 442号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の休止

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第50条の 2の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第50条の 2の規定により、各法による指定医療機関から、次のとおり休止の届出がありました。

令和 6年 9月17日

名古屋市長 河 村 たかし

1 薬局

医 療 機 関 名	所 在 地	休 止 年 月 日
げんき堂薬局香流店	名古屋市名東区香流三丁目1015番地	令和 6年 7月 2日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 443号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による施術機関の指定

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第55条第 1項の規定により、同法による施術を担当する機関として、次の機関を指定しました。

令和 6年 9月17日

名古屋市長 河 村 たかし

1 はり・きゅう

施 術 所 名	所 在 地	指 定 年 月 日
施 術 者 名		
伊藤はりきゅう治療院	名古屋市天白区焼山二丁目 816番地	令和 6年 7月 1日
伊藤 和也		

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 444 号

建築基準法に基づく公開による意見の聴取

建築基準法（昭和25年法律第 201 号）第48条第15項の規定により、次のように意見の聴取を行いますので、同条第17項及び建築基準法に基づく意見の聴取に関する規則（昭和31年名古屋市規則第59号）第15条の規定により告示します。

令和 6 年 9 月 17 日

名古屋市長 河 村 たかし

1 計画の概要

(1) 許可を受けようとする者

名古屋市天白区塩釜口一丁目 501 番地  
学校法人 名城大学 理事長 立花貞司

(2) 建築物の敷地の位置及び面積

名古屋市天白区八事山 149 番、150 番、151 番及び 152 番  
16, 159.68 平方メートル

(3) 建築物の構造及び規模

工事種別	増築、移転
主要用途	大学
構造	増築等部分 鉄骨造地上 6 階地下 1 階建 ほか12棟
建築面積	増築等部分 2, 329.96平方メートル (申請部分 6, 873.76平方メートル)
延べ面積	増築等部分 9, 153.82平方メートル (申請部分 33, 654.34平方メートル)
最高の高さ	増築等部分 30.94メートル

2 意見の聴取の事項

第一種住居地域内における危険物の貯蔵又は処理に供する建築物の増築について

3 日時

令和6年10月2日（水） 午後2時00分

4 場所

名古屋市天白区三八事山150番

名城大学八事キャンパス新1号館6階 大会議室

名古屋市住宅都市局建築指導部建築指導課

名古屋市告示第 445 号

景観協定への加入

景観法（平成16年法律第 110 号）第87条第 2 項の規定により、次のとおり景観協定への加入がありましたので、同条第 4 項において準用する同法第83条第 3 項の規定により公告するとともに、景観協定を公衆の縦覧に供します。

令和 6 年 9 月 17 日

名古屋市長 河 村 たかし

1 景観協定地区の名称

那古野一丁目地区景観協定

2 新たに協定区域となった土地及び協定区域となった日

新たに協定区域となった土地	協定区域となった日
名古屋市西区那古野一丁目2301番 3	令和 6 年 9 月 9 日

3 縦覧場所

名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 1 号

名古屋市住宅都市局都市計画部ウォークブル・景観推進課（名古屋市役所西庁舎 4 階）

4 縦覧日時

名古屋市の休日を定める条例（平成 3 年名古屋市条例第36号）第 2 条第 1 項に規定する本市の休日以外の日の午前 8 時45分から午後 5 時15分まで。ただし、正午から午後 1 時までを除きます。

名古屋市住宅都市局都市計画部ウォークブル・景観推進課

名古屋市告示第 446号

緑地保全・緑化推進法人の名称変更について

平成30年名古屋市告示第 717号の一部を次のように変更します。

令和 6年 9月17日

名古屋市長 河 村 たかし

1 緑地保全・緑化推進法人の名称及び住所中「株式会社ノリタケカンパニーリミテド」を「ノリタケ株式会社」に変更します。

名古屋市緑政土木局緑地部緑地維持課

名古屋市告示第 447号

建築基準法第42条第 2項に規定する道の指定

建築基準法（昭和25年法律第 201号）第42条第 2項の規定による道路とみなす道を次のように指定しました。

令和 6年 9月19日

名古屋市長 河 村 たかし

1 申請者の住所及び氏名

名古屋市港区名港二丁目 3番16号

株式会社乃窓 代表取締役 野尻翔太

2 位置

名古屋市千種区松軒二丁目 804番、 805番 3、 805番 4、 806番 2、 807番 3、 815番 1及び 816番 3の各一部

3 幅員及び延長

幅員2.30～2.70メートル 延長32.0メートル

4 指定年月日及び番号

令和 6年 9月19日 第 1号

名古屋市住宅都市局建築指導部建築指導課

土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定について

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域を指定します。

令和 6年 9月19日

名古屋市長 河 村 たかし

1 指定する区域

名古屋市西区丸野二丁目 170番の一部、 171番の一部、 172番の一部、  
173番の一部、 174番の一部、 175番 1の一部、 175番 2の一部、 175番  
3の一部、 175番 4の一部、 175番 5の一部、 176番の一部、 177番 1の  
一部、 177番 2の全部、 177番 3の一部、 177番 4の全部、 178番 1の全  
部、 178番 2の全部、 179番 1の全部、 179番 2の全部、 180番 1の一部、  
180番 2の一部、 181番の一部、 182番 1の一部、 182番 2の一部、 195  
番の一部、 196番の一部、 198番の一部、 199番の一部、 200番の全部、  
201番の一部、 202番の一部、 203番の一部、 205番 2の一部、 206番の  
一部、 207番の一部、 211番 2の一部、 233番 1の一部、 234番 1の一部、  
235番の一部、 236番 1の一部、 236番 2の一部、 236番 3の一部、 239  
番 1の一部、 239番 2の一部、 240番 1の一部、 240番 2の一部、 241番  
の一部、 242番の一部、 243番の一部、 244番 1の一部、 244番 2の一部、  
245番の一部、 246番 1の一部、 246番 2の一部、 247番の一部、 248番  
の一部、 249番の一部、 309番の一部、 310番 1の一部、 310番 2の全部、  
313番の一部、 314番の一部、 315番 1の一部、 315番 2の一部

2 土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類

クロロエチレン

一・一一ジクロロエチレン

一・二一ジクロロエチレン

ジクロロメタン

テトラクロロエチレン

一・一・一一トリクロロエタン

トリクロロエチレン

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

名古屋市告示第 449号

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例に基づく形  
質変更時届出管理区域の指定について

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例（平成15年名古屋市条例第15号）第58条の 8第 1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域を指定します。

令和 6年 9月19日

名古屋市長 河 村 たかし

1 指定する区域

名古屋市中村区新富町 5丁目 1番 3の一部、1番 4、1番 5、1番37、1番38、1番39、1番40、1番41及び 1番42の一部

2 土壌溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類

砒<sup>ひ</sup>素及びその化合物

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

名古屋市告示第 450号

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例に基づく拡散防止管理区域の指定の解除について

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例（平成15年名古屋市条例第15号）第58条の 4第 2項及び第 3項の規定に基づき、令和 6年名古屋市告示第 131号により指定した拡散防止管理区域の全てを解除します。

令和 6年 9月19日

名古屋市長 河 村 たかし

1 指定を解除する区域

名古屋市西区丸野二丁目 172番の一部、 173番の一部、 174番の一部、 175番 1の一部、 175番 2の一部、 175番 3の一部、 175番 4の一部、 175番 5の一部、 176番の一部、 177番 1の一部、 177番 2の全部、 177番 3の一部、 177番 4の全部、 178番 1の全部、 178番 2の全部、 179番 1の全部、 179番 2の全部、 180番 1の一部、 180番 2の一部、 181番の一部、 182番 1の一部、 182番 2の一部、 195番の一部、 196番の一部、 198番の一部、 199番の一部、 200番の全部、 201番の一部、 202番の一部、 203番の一部、 204番の一部、 205番 1の一部、 205番 2の一部、 206番の一部、 211番 2の一部、 233番 1の一部、 234番 1の一部、 235番の一部、 236番 1の一部、 236番 2の一部、 236番 3の一部、 239番 1の全部、 239番 2の一部、 240番 1の全部、 240番 2の一部、 241番の一部、 242番の一部、 243番の一部、 244番 1の一部、 244番 2の一部、 245番の一部、 246番 1の一部、 246番 2の一部、 247番の一部、 248番の一部、 249番の一部、 250番の一部、 252番の一部、 253番の一部、 254番の一部、 255番 2の一部、 255番 3の一部、 309番の一部、 310番 1の一部、 310番 2の全部、 312番の一部、 313番の一部、 315番 1の一

部、 315番 2の一部

2 指定する事由がなくなった特定有害物質の種類

クロロエチレン（土壌溶出量基準）

一・一—ジクロロエチレン（土壌溶出量基準）

一・二—ジクロロエチレン（土壌溶出量基準）

ジクロロメタン（土壌溶出量基準）

テトラクロロエチレン（土壌溶出量基準）

一・一・一—トリクロロエタン（土壌溶出量基準）

トリクロロエチレン（土壌溶出量基準）

3 当該拡散防止管理区域において講じられた汚染の拡散の防止等の措置

なし（土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定による指定及び土壌の追完調査が実施され、土壌溶出量基準に適合していることが確認されたため、指定を解除するもの。）

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

名古屋市告示第 451号

指定納付受託者の指定

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 231条の 2の 3第 1項の規定により、次のとおり指定納付受託者を指定しました。

令和 6年 9月20日

名古屋市長 河 村 たかし

- 1 指定納付受託者の名称及び事務所の所在地  
株式会社DGフィナンシャルテクノロジー  
東京都渋谷区恵比寿南三丁目 5番 7号 デジタルゲートビル10階
- 2 指定納付受託者に納付させる歳入  
火災予防関係事務に係る手数料
- 3 指定納付受託者として指定した日  
令和 6年 9月20日

名古屋市消防局予防部規制課

名古屋市教育委員会告示第26号

名古屋市生涯学習センター指定管理者の公募

名古屋市生涯学習センター条例（平成12年名古屋市条例第38号）第13条の規定により、名古屋市昭和生涯学習センターの指定管理者を次のとおり募集します。

令和6年9月20日

名古屋市教育委員会教育長 坪田知広

1 施設名及び所在地

施設名	所在地
名古屋市昭和生涯学習センター	名古屋市昭和区石仏町1丁目48番地

2 業務の範囲

(1) 指定管理者が行う業務の内容

- ア 運営業務に関する事
- イ 使用許可に関する事
- ウ 施設の利用料金に関する事
- エ 広告業務に関する事
- オ 施設管理に関する事
- カ 緊急時対応に関する事
- キ 利用者満足度調査及び管理運営の自己評価に関する事
- ク 事業計画書及び事業報告書等の作成、保管及び提出に関する事
- ケ その他委員会の定める業務に関する事

(2) 指定管理者が自主事業として実施することができる業務

- ア 基本の休館日及び基本の開館時間外の施設の供用
- イ 教室等の実施
- ウ 物販事業
- エ その他指定管理者の提案により実施する事業

3 指定期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間

4 公募に関する書類の配布方法等

(1) 募集要項等の配布方法

募集要項等は、名古屋市公式ウェブサイトよりダウンロードすること。

アドレス <https://www.city.nagoya.jp/kyoiku/page/0000178469.html>

(2) 申請書類の提出先及び問合せ先

名古屋市教育委員会事務局生涯学習部生涯学習課

〒461-0001 名古屋東区泉一丁目1番4号（名古屋市教育館6階）

電話番号 052-950-5031 ファクシミリ番号 052-950-5041

電子メールアドレス a3211571@kyoiku.city.nagoya.lg.jp

(3) 申請書類の受付

ア 受付方法

持参又は郵送（書留郵便に限る。）。ただし、申請書類を提出する場合は、事前に提出日の予約をしていただく必要があります。

イ 予約方法

令和6年10月10日（木曜日）午前9時から10月18日（金曜日）午後5時までに公募参加表明書類を提出した上で、令和6年10月25日（金曜日）午前9時から10月31日（木曜日）午後5時までに、電子メールで予約申込みをしてください。申請書類を郵送で提出する場合も電子メールで連絡してください。

ウ 提出期間

令和6年11月6日（水曜日）から11月7日（木曜日）までの午前9時

から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までを除く。）の間で、予約時に教育委員会が指定した日時に提出してください。ただし、郵送の場合は指定日必着とします。

5 募集内容の詳細等

募集要項等によります。

名古屋市教育委員会事務局生涯学習部生涯学習課

名古屋市固定資産評価審査委員会告示第1号

名古屋市固定資産評価審査委員会公告式規程（昭和26年名古屋市固定資産評価審査委員会告示第1号）の一部を次のように改正する。

令和6年9月18日

名古屋市固定資産評価審査委員会

次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正前	改正後
<p><b>第2条</b> 規程を公表しようとするときは、年月日及び委員会名を記入しなければならない。</p> <p>2 規程の公表は、<u>市役所の掲示場に</u>掲示して行う。</p>	<p><b>第2条</b> 規程を公表しようとするときは、年月日及び委員会名を記入しなければならない。</p> <p>2 規程の公表は、<u>名古屋市公報に掲載して</u>行う。<u>ただし、急施を要するとき又は災害その他特別の事由により名古屋市公報に掲載することができないときは、市役所の掲示場に</u>掲示してこれに代えることができる。</p>

附 則

この規程は、令和6年10月1日から施行する。

名古屋市上下水道局告示第14号

下水道法（昭和33年法律第79号）第4条第6項の規定において準用する同条第1項の規定に基づき、名古屋市公共下水道事業計画を変更するので、下水道法施行令（昭和34年政令第147号）第3条の規定により、次のとおり公示する。

なお、利害関係人は、公示の日から2週間以内に、当該事業計画の変更について名古屋市上下水道局長に対して意見を申し出ることができる。

令和6年9月19日

名古屋市上下水道局長 横 地 玉 和

1 事業計画の名称

名古屋市公共下水道事業計画

2 変更に係る予定処理区域

打出処理区、守山処理区、鳴海処理区、平田処理区

3 変更項目

項目	施設名称	変更概要
浸水対策	伏屋ポンプ場	雨水ポンプの新設及び更新に併せて排水能力を排水量683m <sup>3</sup> /分から961m <sup>3</sup> /分に増強する。
〃	川北ポンプ場	雨水ポンプの更新に併せて排水能力を排水量1,180m <sup>3</sup> /分から1,880m <sup>3</sup> /分に増強する。
〃	鳴海終末処理場	雨水ポンプの更新に併せて排水能力を排水量2,273m <sup>3</sup> /分から2,454m <sup>3</sup> /分に増強する。
〃	六条ポンプ場	雨水ポンプの更新に併せて排水能力を排水量710m <sup>3</sup> /分から948m <sup>3</sup> /分に増強する。

”	落合ポンプ場	雨水ポンプの更新に併せて排水能力を排水量1,020m <sup>3</sup> /分から1,595m <sup>3</sup> /分に増強する。
---	--------	--

4 変更に係る工事の完成予定年月日

令和11年3月31日

5 事業計画の変更案の縦覧場所及び意見の申出先

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

名古屋市上下水道局技術本部計画部下水道計画課

(名古屋市役所西庁舎9階)

名古屋市交通局管理規程第22号

名古屋市交通局公告式規程（昭和27年名古屋市交通局管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

令和6年9月18日

名古屋市交通局長 折戸秀郷

第2条第2項中「市役所の掲示場に掲示して」を「名古屋市公報に掲載して」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、急施を要するとき又は災害その他特別の事由により名古屋市公報に掲載することができないときは、市役所の掲示場に掲示してこれに代えることができる。

附 則

この規程は、令和6年10月1日から施行する。

## 名古屋市交通局管理規程第23号

名古屋市交通局企業職員給与支給規程等の一部を改正する規程（令和6年名古屋市交通局管理規程第15号）の一部を次のように改正する。

令和6年9月18日

名古屋市交通局長 折戸秀郷

附則第1項中「令和6年4月1日」の次に「（以下「施行日」という。）」を加え、附則中第7項を第8項とし、第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

（昇給の号給数の調整）

- 6 令和5年4月1日から施行日の前日までの間において、新たに職員となった者のうち、第4条の規定による改正後の初任給、昇格及び昇給等に関する規程附則第7項の規定の適用を受ける職員との権衡を著しく失することとなるものについては、別に定めるところにより、その者の号給を調整することができる。

附 則

この規程は、発布の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。